## 春日井市入札制度検討委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 春日井市が発注する公共事業の入札制度について検討するため、 春日井市入札制度検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 委員会は、入札・契約制度及びその運用に関することを調査・研究する。

(組織)

- 第3条 委員会は、会長、副会長及び委員4名をもって組織する。
- 2 会長は、市長が指名する副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、市職員のうちから別表に掲げる職にあるものをもって充てる。 (会長の職務)
- 第4条 会長は、会務を総理する。
- 2 会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係部課等の長を臨時委員と して会議に出席させ、議事に参加させることができる。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。 (委任)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会で定める。

附則

この要綱は、平成5年11月15日から施行する。

附則

- この要綱は、平成 11 年 12 月 10 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

企画経営部長 建設部長 上下水道部長 教育部長